

令和6年9月

## 都市間高速バスへの精神障がい者割引適用の拡大について

平素より南国交通のバスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年10月1日(火)より、弊社で運行しております 都市間高速バス 鹿児島～福岡線『桜島号』および 鹿児島～熊本線『きりしま号』に 新たに精神障がい者割引の適用をいたします。(各路線、共同運行会社においても割引適用となります。)

### ■令和6年10月1日～障がい者割引適用一覧(普通旅客運賃)

障がい者手帳種類		路線バス・空港連絡バス		都市間高速バス	
		本人	介護人(1名まで)	本人	介護人(1名まで)
身体障がい者手帳	1種	5割引	5割引	5割引	5割引
	2種	5割引	—	5割引	—
療育手帳	A または1種	5割引	5割引	5割引	5割引
	B または2種	5割引	—	5割引	—
精神障がい者 保健福祉手帳	1級	5割引	5割引	5割引	5割引
	2級	5割引	—	5割引	—
	3級	5割引	—	5割引	—

※表中赤枠が今回の適用拡大部分です。

※ミライロ ID がスマートフォンの故障などで表示できない場合は、手帳の提示をお願いします。  
※手帳または登録済みのミライロ ID の内容確認ができない場合、割引は適用できませんのでご注意ください。

・前払い制の都市間高速バスは、乗車券の購入時および乗車の際に手帳もしくは登録済みのミライロ ID の提示をお願いします。(WEB 決済のお客さまは、乗車の際に提示をお願いします。)

・前払い制の空港連絡バスは、乗車券の購入時および乗車の際に手帳もしくは登録済みのミライロ ID の提示をお願いします。

・後払い制の路線バス(一部の空港連絡バスあり)は、降車の際の運賃支払い時に手帳もしくは登録済みのミライロ ID のご提示をお願いします。

以上